

<狭あい道路拡幅整備事業における寄付手続きの注意事項>

■ 寄付の申請にあたり

- 前面道路(敷地が接する範囲全ての部分)が境界確定済みでない場合、寄付を受けられません。
- 民々の境界確認が不調になった場合は、無償使用になります。
- 寄付申出地に所有権以外の権利(抵当権等)が設定されており、その権利を抹消できない場合は、寄付を受けられません。拡幅部分の権利の解除が可能であるか確認してください。
- 寄付申出書・登記承諾書・登記原因証明情報は実印で押印をお願いします。

■ 工事や分筆の注意

- 拡幅整備の道路工事完了時において、寄付申出地内に工作物が残る場合は寄付を受けられません。(例) 隣地境の塀を共有で管理していて除去できない等
- ご自身で寄付申出地を分筆する場合、狭あい道路拡幅整備協議書で協議した位置で分筆してください。
(土地所有者が個人の場合は区が囑託で分筆します。)
分筆を行う実務者(土地家屋調査士等)の方は、分筆を行う前に区の担当者と打ち合わせをしてください。後退線と分筆線が一致しない場合は、寄付を受けられません。
- 寄付を前提に下水道の管を新たに埋設する場合は、下水道局と打ち合わせのうえ、公共下水道に適するものを埋設してください。

■ 土地所有者の方へ

- 寄付の申出時に提出された寄付申出書等の記載事項や実印を、寄付地の移転登記が済む前に変更しますと、「寄付申出書等」や印鑑登録証明書を再提出して頂くことがあります。
(例) 寄付申出書と印鑑証明書、登記簿で照合できなくなってしまう場合
- 寄付奨励金の交付時期は、道路工事が完了し、寄付地の移転登記が完了してから交付します。
(土地所有者が複数名の場合、委任状が必要です。書式は区に問い合わせください。)
- 寄付奨励金は、土地所有者が法人の場合は条例により対象外となるため、交付しません。

■ 寄付地の移転登記が終わったら

- 道路工事と寄付地の移転登記が完了したら、寄付地と敷地の境界を確認していただき、土地境界図(和紙)に押印をお願いします。区が委託した土地家屋調査士が実施します。

■ 寄付の申出先が異なる場合

- 狭あい道路拡幅整備事業において適用除外に該当する場合は寄付の申請先が異なります。
- 既にその土地を無償使用承諾されている場合。

※寄付申請後に寄付が不可能になった場合は、担当に相談してください。変更内容により、必要書類の提出をお願いします。

大田区まちづくり推進部建築調整課地域道路整備担当

03-5744-1308